



# 鳥取県公報

平成 26 年 10 月 24 日(金)  
第 8 6 4 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (752) (経済産業総室) . . . . . 2
- 争議行為を行う旨の予告 (753) (雇用人材総室) . . . . . 2
- 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関の一部改正 (754) (〃) . . . . . 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (755) (治山砂防課) . . . . . 3
- ◇ 公 告 大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第752号

平成26年鳥取県告示第451号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）テックランドNew米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 意見の概要

- (1) 店舗開店前後に設置者と町内自治会とで協議を行い、生活環境に係る協定書を作成すること。
- (2) 地域内の市道への来店車両流入による交通安全への悪影響が懸念されるので、設置者により対策を講じること。
- (3) 近隣住宅が店舗の陰となる日照問題並びに店舗新築工事で発生している騒音及び振動について、設置者より近隣住民への和解案を提示すること。

### 2 縦覧に供する期間

平成26年10月24日から1月間

### 3 縦覧に供する場所

- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
- 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
- 米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

## 鳥取県告示第753号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 事件

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保に関する件
- (2) 大幅な一時金の獲得に関する件
- (3) 成果主義賃金及び業績評価制度の導入反対に関する件
- (4) 長時間夜勤反対及び2交代制勤務反対に関する件
- (5) 下請及び派遣労働の導入及び拡大反対に関する件

### 2 日時

平成26年11月6日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

### 3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地

鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町458
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

## 4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

## 鳥取県告示第754号

平成26年鳥取県告示第727号（鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関について）の一部を次のとおり改正する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

附属機関の名称	変更事項	変更前	変更後
県内企業魅力発信人材確保事業業務 プロポーザル審査会	設置期間	平成26年10月24日から 同月31日まで	平成26年10月24日から 同年11月28日まで

## 鳥取県告示第755号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

東町B地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町青谷字越前647-2	1号
鳥取市青谷町青谷字瀧坂628-1	2号
鳥取市青谷町青谷字赤尾坂5156	3号
鳥取市青谷町青谷字赤尾坂5141	4号及び5号
鳥取市青谷町青谷字治郎丸617-2	6号
鳥取市青谷町青谷字治郎丸616-3	7号
鳥取市青谷町青谷字治郎丸611-1	8号
鳥取市青谷町青谷字越前658-3地先水路	9号
鳥取市青谷町青谷字越前662-2地先水路	10号

## 公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成26年10月24日から同年12月24日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年12月24日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次  
鳥取市行徳一丁目103  
株式会社玉東観光 代表取締役 玉川 政一  
鳥取市商栄町251-8
- 2 大規模集客施設の名称  
グリーンこくふ吉方  
J A鳥取いなば吉方金融支店  
清香苑とっとり  
(仮称) UFO吉方
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
鳥取市吉方温泉四丁目603 外
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗、サービス店舗、集会場、遊戯施設
- 5 大規模集客施設の総床面積  
4,457.67平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成27年4月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）